

付録2 平成24年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成24年4月1日から25年3月31日までの間に係属した事件69件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調) は調停、(リ) は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成24年(調) 第1号事件	冷蔵庫等室外機による振動、低周波音による体調の不調(耳鳴り・胸の圧迫感)があるので、冷蔵庫等室外機を改善すること。	24. 10. 29			
2	山形県 平成19年(調) 第1号事件	被申請人堆肥製造及び養豚事業場からの悪臭により申請人は長期間にわたり精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができない。よって、被申請人は、①事業活動に伴う悪臭物質の排出について、申請人が不快感をもよおさない程度に現状の施設、設備を改善するなどの対策を早急に講ずること、②①の対策をとらない場合には、1年間の猶予期間後、事業所を移転すること。	19. 11. 30			
3	山形県 平成21年(調) 第1号事件	被申請人が営む養豚施設について、申請人ら居住地の町長と被申請人が平成13年に締結した確約書、環境保全協定書、監視委員会設置要項を被申請人は遵守せず、話し合いは決裂状態となっている。よって、被申請人は、①糞尿混合処理方式を当初計画していた糞尿分離処理方式に変えること、②内部立ち入り調査を認めること、③平成13年に被申請人が町長と締結した確約書、環境保全協定書、監視委員会設置要項を遵守すること。それができなければ、1年以内に現在地から施設を撤去すること。	21. 10. 19			
4	山形県 平成24年(調) 第1号事件	平成22年6月に被申請人が設置したボイラーの音により肉体的精神的苦痛を受けたため、被申請人はボイラー機器等を申請人宅敷地に面しない場所へ移転すること。	24. 9. 10	25. 3. 29	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
5	茨城県 平成24年(調) 第2号事件	鉄工所から発生する騒音・振動により、健康上の被害を受けている。よって、鉄工所から発生する騒音・振動を防止すること。	24. 11. 26			
6	栃木県 平成23年(調) 第1号事件	被申請人会社は運送業等を営んでいるところ、被申請人の車両置場からの大型車両の通行に伴い発生する振動及び騒音により、申請人は精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①振動についてこれを軽減する措置を採るとともに、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講ずること、②申請人所有の土地を通行しないこと。	23. 11. 2	24. 9. 3	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
7	群馬県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人は自動車道を建設する際、申請人所有の畑地の西側に、道路建設に伴い生じた廃棄物を無計画に埋土した。この結果、従来の高低差が逆転して、申請人所有の畑地が低位となり、水流や排水が悪化し、土壌が汚染され、作物が根腐れしている。再三改善を申し入れたが、申請人所有の畑地の状況は改善されていない。よって、①申請人所有の畑地に暗きょ排水の設備を設置すること、②申請人所有の畑地に隣接する土地から産業廃棄物を撤去すること、③作物補償として、平成19年以降年額100万円を支払うこと。	24. 7. 25	24. 10. 22	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
8	埼玉県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人が平成22年12月から平成24年3月までの期間に行った工事により激しい振動が生じ、申請人宅及びブロック塀に損傷が発生した。よって、申請人宅及びブロック塀に生じ	24. 7. 9	24. 8. 1	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		<p>た次の5か所の損傷の修復または申請人に対し修復に必要な金額の支払いを行うこと。①浴室の北側内壁のクラック、②南側ブロック塀の損傷（目地切れの拡大）、③北側外壁（ブロック塀）のクラック、④北側基礎のクラック、⑤西側玄関先の軒裏のクラック。</p>				
9	埼玉県 平成24年(調) 第2号事件	<p>申請人らは、被申請人の荷さばき作業等の際に発生する騒音による精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、①被申請人らは、騒音について環境基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じること、②被申請人は、荷さばき作業時間を午前7時から午後9時までとすること、③被申請人は、駐車場での搬出入及び仮設台車置き場の使用をしないこと、④上記措置を採らない場合は、半年の猶予期間後、被申請人は、店舗を移転すること、⑤被申請人は、申請人らの住居の前を搬出入車の方向転換に利用しないために必要な措置を講じること。</p>	24. 7. 27	24. 8. 29	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
10	埼玉県 平成24年(調) 第3号事件	<p>被申請人が平成22年12月から平成24年3月までの期間に行った工事により激しい振動が生じ、申請人宅及びブロック塀に損傷が発生した。よって、申請人宅及びブロック塀に生じた次の5か所の損傷の修復又は申請人に対し修復に必要な金額の支払いを行うこと。①浴室の北側内壁のクラック、②南側ブロック塀の損傷（目地切れの拡大）、③北側外壁（ブロック塀）のクラック、④北側基礎のクラック、⑤西側玄関先の軒裏のクラック。</p>	24. 8. 1	24. 11. 13	調停打ち り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
11	埼玉県 平成24年(調) 第4号事件	<p>申請人は、被申請人の荷さばき作業等の際に発生する騒音による精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人らは、①騒音について、等価騒音のみならず単発騒音についても環境基準値内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じること、②被申請人は、荷さばき作業時間を7時から21時までとすること、③上記措置を採らない場合は、半年の猶予期間後、被申請人は、店舗を移転すること、④被申請人は、申請人らの住宅の前を搬出入車の方向転換に利用しないために必要な措置を講じること。</p>	24. 8. 29			
12	埼玉県 平成24年(調) 第5号事件	<p>児童支援施設からの騒音苦痛の主因は子供達の飛び跳ねる足音・振動であり、これは前事務務所使用時のOAフロアのまま何の防音対策も行わず、被申請人が継続使用した事に起因している。しかし、被申請人はこれを自分達の責任、問題（原因）と認めず、放置している。申請人は隣室の壁の防音工事（現2重壁に防音シート、12mmボードで3重化）を行い、被申請人に児童支援施設の床の防音対策を要請しているが拒否されている。この騒音により隣室の次の入居者に苦痛を強いる状態が続いており、これ以上放置できない。よって、①周囲の住居に不快音、振動（主に子どもたちの大声、飛び跳ねる足音）を発生させないよう、効果的な防音対策を講じること、②効果的な防音対策を講じるまでの間、児童</p>	24. 9. 25			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		を暴れさせないようにするとともに、多動癖のある生徒を外に連れ出す等の対策を講じること。				
13	埼玉県 平成24年(調) 第6号事件	養鶏場から発生する悪臭により睡眠妨害や精神的苦痛、人権侵害、大気汚染を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、①養鶏場から発生する悪臭について、脱臭装置を設置するなどの対策を講じること、②攪拌作業(朝、昼、夜)四六時中、鶏糞の悪臭(鳥の産毛飛散含む)を軽減する措置(無臭状態)をとること、③上記措置を採らない場合は、半年の猶予後、養鶏場を移転すること、④発生する悪臭に対する相当額の損害賠償及び慰謝料を支払うこと。	24. 10. 10	25. 2. 14	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人が運営する養鶏場の発酵処理施設から、悪臭防止法の規制基準を超える悪臭が発生している事実は確認できなかった、②被申請人は、本件施設の運営により悪臭を発生させて、申請人に損害を与えていることは認めないが、今後とも、本件施設において、適時にオゾン水を拡散噴霧し、適時に外壁材のポリカーボネートの補修及び張替え、粉じん掃除を行い、天井部位のモニターのカーテンの開閉調整を適宜行うなど、臭気の飛散を防止する努力を引き続き行うものとする、③申請人は、被申請人の上記姿勢を是とし、その余の請求を取り下げる、④本件調停手続に要した費用は、各自の負担とする等内容を調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
14	埼玉県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人事業場から来る悪臭のため、精神的苦痛を受け、日常生活に支障を来すほどの被害を受けている。よって、①金30万円を支払うこと、②事業場から発生する悪臭を低減すること、③上記措置を採らない場合は、平成25年1月より、毎月10万円を支払うこと。	25. 1. 11			
15	千葉県 平成23年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人が設置した資材置き場の焼却炉からの有害物質排出による大気汚染及び健康被害への懸念、悪臭による不快感、健康被害、事故発生への懸念、当該資材置き場から発生する騒音による会話等の聴き取りの不自由及び安眠妨害を感じるなど生活妨害を受けている。よって、被申請人は、①焼却炉を即時使用停止すること、②騒音の激しい作業は、作業時間を限定すること、③21時から翌朝7時までは、車両が後退する必要がないレイアウトとし、車両の後退及び荷物の積降しを禁止すること、④土日・祝日の20時から翌朝8時までは、車両の後退、荷物の積降し及び作業を禁止すること、⑤異臭が発生しないように置き場所、保管方法について対策を講ずること。	23. 4. 25	24. 5. 29	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
16	千葉県 平成23年(調) 第5号事件	被申請人工場は、元旦を含む365日、午前1時から午後11時30分ころまで工場の操業及び物品の搬出入を行っており、申請人らは、その作業に伴い発生する騒音等により精神的苦痛、健康被害を受けている。よって、被申請	23. 7. 6			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		人は、①日曜日、国民の休日、年末年始5日間以上、夏季3日間以上、工場の操業及び物品の搬出入の禁止、②午後7時から午前7時までの間、工場の操業及び物品の搬出入の禁止、③工場施設の稼働及び操業に際し、騒音等の発生を禁止、④廃棄物の建屋外への放置禁止、⑤公道の汚染、私的利用、私有物の放置の禁止、⑥無断で申請人らの所有地への侵入、器物の放置、境界を越えての器物の設置禁止、⑦違法建築部分において工場施設の稼働及び操業の禁止、⑧損害賠償金を支払うこと。				
17	千葉県 平成24年(調) 第2号事件	被申請人の浄水場の稼働に伴う騒音により、精神的、肉体的苦痛を受けている。よって、被申請人は、現在の音を日常生活で耐えられる音量まで引き下げる。以下に次の条件を付加する、①午後10時から午前5時までの時間帯は静かにすること、②午前4時頃から聞こえる運転音を1時間遅らせ午前5時以降とする、③午後11時以降まで聞こえる運転音を午後10時以降は出さないこと。	24. 2. 22	24. 8. 6	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
18	千葉県 平成24年(調) 第3号事件	被申請人施設等の稼働に伴う騒音及び振動により、精神的、肉体的苦痛を受けている。よって、①慰謝料を支払うこと、②申請人が本申請書の申請日以降に騒音・振動対策(改築・新築を含む)を行った場合には、その金員を支払うこと、③騒音及び振動による被害に対し適切な対応を講じない場合、施設等の稼働を停止すること。	24. 9. 13			
19	東京都 平成22年(調) 第3号事件	被申請人は、申請人住居の近隣においてA病院を運営している。申請人は、同病院から発生する騒音により睡眠不足を生じるとともに、これに伴う集中力の低下など健康被害が生じている。また、当該騒音に関する問題が解決しないことにより、申請人が保有する土地等について、その価値が下落するなど財産上の被害を受けるおそれがある。よって、被申請人は、被申請人が運営するA病院について、①A病院3号館南側壁面に設置されている空調室外機をすべて屋上に移設し、かつ、移設した当該空調室外機を防音壁で囲むこと、②A病院3号館6階及び地下1階の換気窓に消音器を設置し、かつ、排気が直接、申請人の住宅側に流れ込まないよう防音壁を設けること、③上記空調室外機及び換気窓のほか、A病院から申請人住宅側に向かって騒音を発生する機器に騒音・低周波音対策を十分に行うこと、④A病院2号館南側側面に設置されている排気ダクト(若しくは排気ファン)をすべて屋上に移設し、移設した当該排気ダクト(若しくは排気ファン)を防音壁で囲むこと、又は、排気ダクト(若しくは排気ファン)に消音器を設置するとともに、A病院2号館に設置されている防音壁を1メートル嵩上げし、かつ、A病院3号館まで延伸すること、⑤A病院から発生する騒音・低周波音問題の解決に向け、B本部及びA病院に対し、必要な指導を行うこと。	22. 6. 25	24. 10. 15	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
20	東京都 平成23年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人が運営する高齢者マンションに設置されているエアコンの室外機の騒音により、不眠、頭痛等の被害を受けている。よって、被申請人は、①エアコンの室外機について、業務用の2台は移動し、居室用の19台はベランダに下ろして使用時間を定めて約束を守り、被申請人の建物からの騒音を低減すること、②①の処置を採らない場合、被申請人はこれらエアコンの使用を中止すること。	23. 4. 19	24. 7. 31	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人らに対し、被申請人の高齢者マンション（以下「本施設」という。）において、4階に設置してある業務用空調室外機を午後9時から翌日の午前7時までの間は稼働しないことを約する、②申請人らは、被申請人が本施設2階及び各室外に設置してある空調室外機を従前どおり稼働させることに異議を述べない、③申請人らは、被申請人が上記の措置を履行している間は、被申請人に対して本施設による騒音被害の解消を求める申し入れや申し立てを一切しないことを約する、④被申請人は、申請人らに対し、今後も本施設の空調設備の整備に努めることを約する等と内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終了した。
21	東京都 平成23年(調) 第2号事件	保育園の建物及び園庭を利用している園児の声は、環境確保条例で定める基準を常に超えており、申請人らは当該騒音に悩まされ、平穏な日常生活を送ることを害されている。よって、①被申請人B社は、東京都D区（以下「本件土地」という。）に所在する被申請人B社が経営するE保育園から発生する騒音を、環境確保条例に定められた基準値内に維持することを書面で約束すること、②被申請人Cは、被申請人B社又は本件土地を賃借して使用する第三者に対し、E保育園から発生する騒音を、同条例に定められた基準値内に維持させることを書面で約束すること、③上記①及び②の措置を採らない場合、被申請人Cは、被申請人B社又は本件土地を賃借して使用する第三者に本件土地の使用を禁じ、被申請人B社は、平成24年1月1日までに保育園を本件土地から移転すること。	23. 6. 9	24. 8. 1	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終了した。
22	東京都 平成24年(調) 第1号事件	被申請人の搬出入している倉庫から発生する騒音により、申請人及び一級障害者である家人とともに、睡眠不足、血圧・動悸の上昇などの健康被害を受け疲労困ぱいしている。よって、被申請人は、防音壁、防音床面等を敷設設置するなどして、搬出入している倉庫から発生する騒音を低減すること。	24. 3. 15			
23	東京都 平成24年(調) 第2号事件	被申請人飲食店より発する騒音・振動・悪臭のために血圧の上昇、どうき、睡眠不足等の被害を受けているため、被申請人らは、①排煙ダクト及び空調室外機の取付場所を移動し、又は防音壁を設置するなどして、被申請人飲食店からの騒音・振動・悪臭を低減する	24. 6. 13	25. 3. 22	調停成立	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①当事者双方は、(a)被申請人らが、平成24年8月、排気ダクトに防音ラギング工事を行い、完了してい

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		こと、②騒音公害が続く中、騒音削減の応急措置として申請人らが行った家屋の窓の防音ガラスへの取替えと二重サッシの取付工事費及び防音カーテン代を被申請人らが負担すること、③騒音等被害の賠償として、飲食店の開店日から当事案が解決に至るまでの期間につき、1日当たり3,000円を被申請人らが申請人らに支払うこと。				ること、(b)被申請人らが、前記工事と後記②(b)の措置によって条例の騒音の規制基準を遵守していることを相互に確認する、②被申請人らは、(a)屋上に防音壁を平成25年4月20日までに設置すること、(b)午後11時以降は、吸気・排気ファンの稼働を順次停止すること、(c)トイレでは、お香を使用せず、匂い袋に代えることを約する、③申請人らは、被申請人らが前記②の措置を履行している間は、その履行に関し、被申請人らに対して苦情その他異議を述べないことを約する、④被申請人らは、申請人らに対し、申請人らが行った申請人らの住居における窓の防音ガラスの取替・二重サッシの取付工事費用等と同等額を平成25年3月29日までに支払う、⑤申請人らと被申請人らは、相互に円満な相隣関係を図ることとし、申請人らにおいては、前記②の被申請人らの措置に不具合等が存在する場合は、被申請人ら代理人に連絡し、代理人との協議により事態を解決することとし、被申請人の店舗に向けて直接行動しないことを約する、⑥被申請人らは、代理人に変更が生じた場合には速やかに申請人らに連絡する、⑦申請人らと被申請人らは、前記⑤に関して相互間に紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所の民事調停ないし東京地方裁判所における訴訟手続により解決することを相互に約する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
24	東京都 平成24年(調) 第3号事件	被申請人の工場を原因とする粉じん、騒音、振動の被害が存在する。粉じんにより窓が開けられない、洗濯物や布団を外に干せないといった住環境に与える悪影響がある。また、騒音、振動による精神的いら立ち、仕事への悪影響がある。申請人らの敷地、建物、雨どい、車両等へ粉じんが堆積しており、全戸の雨どいの取替工事を平成23年に行った。その工事に莫大な費用が発生した。住環境悪化による資産価値の下落。当工場からの搬出車両	24. 7. 20			

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年月日	終 結 年月日	終結区分	終 結 の 概 要
		<p>がA信号方向へ通行する際に右折となり遠心力で車両積載物が落下し、シート掛けをしても碎石の落下があり危険である。地元市長と被申請人で交わした公害防止協定が守られていない。よって、被申請人は、①当工場において、粉じんの飛散防止、騒音及び振動の低減のため屋根を設置し、出入口にドアを設置すること、②タイヤ洗浄ピット及び高水圧洗浄機等を設けて当工場から搬出する車両の車体、タイヤから泥やほこりを洗い落とし、当工場から外にこれらを持ち出さないこと。また、上記のタイヤ洗浄ピットの水は常にその効果をもたらすようにしておくこと、③当工場において廃材処理、重機・機械の稼働、車両の積み降ろし時には、その目的物に対し、粉じんの飛散防止のため十分な散水を行うこと、④当工場にある製品に対し、粉じんの飛散防止のためのシート掛け、散水等の処置をとること、⑤当工場に設置している重機、廃材処理機械を低騒音、低振動及び粉じんを出さないものに変更すること。騒音については、規制基準内に収まるよう当工場全体の設備（重機を含む。）に対して防音対策を講じること、⑥当工場の操業及び搬入・搬出車両からの積み降ろし作業について、工場設置認可申請書に記載の午前8時から午後5時までを厳守すること、⑦当工場への搬入・搬出車両を当工場からB信号方向の道路へ通行させること、⑧当工場への搬入・搬出車両の路上待機をさせないこと、⑨公害防止対策委員会を設置し、公害基準を作成し、公害の有無を点検し、公害が出現しているときには直ちに改善すること。また、公害発生要因について作業標準を作成し、それを遵守すること、⑩地元市長と締結した公害防止協定にある事項を厳守し、その存在と内容を社員及び従業員に認識させること、⑪平成26年12月31日までに上記①から⑩までの措置を実施しない場合は当工場の操業を停止すること。</p>				
25	神奈川県 平成23年(調) 第2号事件	<p>①申請人らが環境影響評価に用いたブルーム・パフモデルは平坦地用に開発されたもので複雑な地形については信頼する結果が得られない時代遅れの方式である、②ブルーム・パフモデルによる結果は、車からの排ガス汚染を過小評価し、結果的に住民の健康被害を招くおそれがある、③ブルーム・パフモデルは排気ガスの進行方向、その横方向及び垂直方向への排気ガスの拡散を正規分布と仮定し、かつ、地表面では鏡面の様にガスが完全反射するという仮定の上に定式化されたもので、拡散場のパラメーター（正規分布の標準偏差）は一律な値となっており、土地建物の凹凸や地表面粗さなど拡散場の地域特性を表現することはできない。A線沿線は、谷戸が多く地表面は凸凹に富み、気流や拡散の様相は一律ではない。また、逆転層の発生が頻発しており、拡散に係る大気鉛直構造も複雑で一律なパラメーターで表すことはできない。このような空間の局所性による影響につ</p>	23. 8. 31			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		いては、空間を三次元の微小部分に分割して表現する三次元流体モデルが適している、④浮遊粒子状物質（SPM）については当初事業者アセスでは実施せず、その後、事業者がブルーム・パフモデルを用いて実施したが、これらもNO2の場合と同じく結果を過小評価する傾向がある。よって、被申請人らは、三次元流体モデルを用いてA線の環境影響評価の大気汚染予測をやり直すこと。				
26	神奈川県 平成23年(調) 第3号事件	本件事業の対象地を含む周辺地域は、オオタカの営巣に象徴される良好な自然環境が残されている生物多様性保全の観点からも極めて貴重な地域である。申請人ら住民の多くがこうした良好な住環境を享受すべく、この地に居を構えたが、本件事業の現行案では、工事中の騒音、振動、地盤沈下の発生のおそれが高くて高く、また、工事完成後は周辺地域の大気汚染が強く懸念されるものであり、実施されれば、こうした良好な住環境は根底から失われ、健康被害すらも大いに懸念される。本件事業によって住環境や健康に直接の影響を受ける申請人らとしては、本件事業がどうしても行われるというのであれば、せめて、住環境や健康への影響が少ない手段によることを求めるのは極めて当然のことである。申請人らが提示する代替案（①環状B号線（C橋）を下越えする、②本線は全線シールド工法とする、③D道路の東側に分岐合流点を移す）は、現行案と比べて住環境や周辺の自然環境への影響が少なく、また、事業者にとってもメリットがある内容であり、十分に採用に値するものとする。よって、被申請人らは、①A線建設計画における現行案を見直すこと、②申請人らが提案の代替案を採用すること、③①及び②を検討するため申請人らと真摯に協議すること。	23. 12. 2			
27	神奈川県 平成24年(調) 第1号事件	申請人らは被申請人の工場から排出される塗料の粉じんが、住居等に付着するなどの被害を受けている。よって、被申請人は、工場から排出される塗料の粉じんの飛散防止、臭気防止等の対策を講じること。	24. 6. 5	24. 9. 12	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、工場に設置する排気ダクトを配管し直し、排出口を水に潜らす処置を施す、②被申請人は、申請人の被害については、今後、誠意をもって対応する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
28	神奈川県 平成24年(調) 第2号事件	被申請人の工場から継続的に発生する騒音により平穏な日常生活を送る権利を侵害されており、精神的苦痛や健康的な被害を受けている。よって、被申請人は、①騒音について地元市の定める規制基準内にとどまるよう、防音壁の設置や騒音の少ない設備への刷新等、有効な防音対策を講じること、②操業時間を平日の午前9時から午後5時までとすること、③上記措置を採らない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転すること。	24. 7. 30			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
29	新潟県 平成23年(調) 第1号事件	被申請人は、申請人ら宅の隣接地に営業所を設け、駐車場に商品を運搬するための冷凍車を夜間駐車している。申請人らは、当該冷凍車から出る低周波音により、不眠、イライラ、難聴等の被害を被っている。よって、被申請人は、①申請人ら自宅に隣接する営業所の駐車場に駐車している冷凍車から出る低周波音について、完全な防音対策を執ること、②申請人らに対し、慰謝料を支払うこと。	23. 6. 23	25. 3. 28	調停成立	調停委員会は、3回の現地調査、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、申請人らに対し、被申請人の営業所敷地内に駐車した冷凍車を発生源とする、環境省作成の「心身に係る苦情に関する参照値」を超える低周波により、迷惑を掛けた点を陳謝する、②被申請人は、申請人らに対し、解決金を支払う、③被申請人は、申請人らに対し、今後とも、冷凍車等を発生源とする低周波について、申請人らからの苦情を受けないよう、従前通りの対策を執る事を約束する。また、申請人らから被申請人に対し苦情があったときは、対策について当事者間で誠実に協議する等の内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
30	新潟県 平成24年(調) 第1号事件	申請人らは、メッキ工場からの振動などにより、安全で安心できる普通の日常生活を維持することが困難であり、健康維持や、精神的な苦痛が極限に達している。よって、被申請人は、①申請人らの自治会区域内で操業する同工場から出る騒音・振動・悪臭について防止対策を講ずること、②常時加熱しているメッキ釜の環境汚染防止対策を地域住民に説明すること、③工場内の操業時間を午前8時30分から午後5時30分とすること。	24. 2. 29			
31	山梨県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人Bが発注し、被申請人Aが施工した住宅解体工事による振動のため、申請人の自宅で雨漏りがするようになった。よって、①被申請人らは損害賠償として20万円(概算)を支払うこと、②被申請人Aは、今後は工事施工時において同様の紛争が起きた場合には、自らが解決に向け適切な対応をすること。	24. 10. 9	24. 11. 21	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
32	山梨県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人が経営する木材加工場において発生する騒音、振動、粉じんにより、生活に支障が生じている。特に搬入した木材(丸太)を場内に落とす作業において生じる振動で自宅が揺れ、家にいられない状況である。よって、被申請人は、木材加工場における作業に関し、①騒音及び振動の値を規制基準以下にすること、②粉じんの発生を防止すること、③搬入された材木の一気に落とさないこと、④作業時間を8時～17時とすること、⑤土日、祝日の作業はやめること。	25. 3. 27			
33	長野県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人A社は、長年にわたり、申請人らにより騒音の指摘を受け続けてきたにも拘わらず、騒音規制法に違反する騒音を出し続け、また、被申請人B市は、規制権限を行使しう	24. 6. 18	25. 3. 4	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人B市は、近隣住民から苦情等の申立

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		る地位にあったにも拘わらず、適切に行使しなかったために、申請人らは長く騒音被害に苦しめられることとなった。よって、①被申請人A社は、工場の操業を停止すること、②被申請人A社は、申請人に対し、各 500 万円を支払うこと、③被申請人B社は、申請人に対し、各 200 万円を支払うこと。				があった場合、必要に応じて、騒音状況を調査し、遅滞なく当該申立者に伝達し、法令に従い適正に対応する、②被申請人A社は、調停委員会に提出した騒音防止対策を履行するとともに、騒音規制法の規制値を超えないようにし、規制値以下であっても騒音を抑えるよう努力する、③被申請人A社は、今後も円満な近隣関係を築くよう努力するものとする、④申請人は、調停申請書の調停を求める事項について撤回する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
34	岐阜県 平成24年(調) 第1号事件	申請人らは、周辺住民の生命身体の安全の確保から、被申請人が建設を予定しているごみ処理施設の建設予定地について、詳細な土壌調査を行い、アスベスト廃棄物の正確な分布状況を把握し、廃棄物の全面撤去に関する具体的方針を定めること、また、建設予定地周辺で頻出する高濃度のダイオキシン類の原因を究明し対策することなしにごみ焼却施設を建設することの差し止めを求める。よって、被申請人は、建設予定地において、ごみ処理施設を建設してはならない。	24. 3. 5	24. 8. 1	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
35	静岡県 平成23年(調) 第1号事件	被申請人が建設を予定している廃棄物焼却施設の建設、操業により、申請人は大気汚染等の被害を受けるおそれがある。よって、被申請人は、廃棄物焼却施設を建設かつ操業しないこと。仮に建設する場合には、申請人に十分に事業計画及び公害対策について説明し、申請人の同意を得た上で、建設、操業に関して協定を締結すること。	23. 11. 1	25. 2. 27	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
36	静岡県 平成24年(調) 第1号事件	申請人は被申請人の保育園からの幼児の奇声及びその他騒音により精神障害や不眠等を負った。よって、被申請人は、①園庭に遮音壁を設置し、また園舎西窓も遮音構造とすること、②園児を屋上で遊ばせないこと、③園児を午前8時から10時まで、午後3時30分から5時まで以外は園庭に出さないこととし、また火曜、木曜の近隣児童も同様にすること、④園庭内でプール遊びをさせないこと、⑤異常高奇声児は他の保育園へ移すこと、⑥ホイッスルは吹かないこと、⑦園児、保育士、保護者に近隣に迷惑をかけないように指導、教育をすること。	24. 4. 6	25. 2. 1	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
37	愛知県 平成21年(調) 第3号事件	申請人らは、被申請人が経営するアスファルト合材製造工場から発生する悪臭による不快感、粉じんによる洗濯物や家屋等の汚れ、アスファルト合材製造機の改造による騒音拡大などにより被害を受けている。被申請人は申請人らとの間で公害防止協定協議を行うことに同意したものの、その延期を求めている。	21. 9. 7	25. 2. 14	調停成立	調停委員会は、17回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、本件工場の操業に際し、環境関連法令を遵守することはもとより、周辺的生活環境の配慮に努めるものとする、

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		<p>よって、被申請人は、①公害防止協定の締結に向けた早期協議会の開催及び締結を行うこと、②被申請人が示した破砕設備及び防護柵第2期工事の履行及び防じん壁を超える廃材を置かないこと、③悪臭対策としてアスファルト合材製造機を屋内に収納し、煙突を50m以上の高さにすること、④粉じん対策としてアスファルト合材製造機を屋内に収納し、ストックヤードとの空間部に屋根を付け、建物内作業とすること、⑤騒音対策としてアスファルト合材製造機を屋内に収納し、破砕設備を改善すること。</p>				<p>②被申請人は、原則として午後10時以降、午前6時30分までは本件工場の操業（合材サイロからの出荷は除く。）は行わないものとする、③申請人ら及び被申請人は、本調停の中で、被申請人が別記1（略）に掲げる公害防止施設の整備等を実施したことを相互に確認する、④被申請人は、平成25年9月末日までに、本件工場のアスファルトプラントを別紙（略）のとおり改修するものとする、⑤被申請人は、前2項の公害防止施設の点検及び維持管理を適切に行うものとし、月例点検の結果を申請人ら代表者へ毎月提出するものとする、⑥被申請人は、前3項に記載するもののほか、別記2（略）に掲げる公害防止措置を継続して実施するものとする、⑦申請人ら代表者から、本件工場の操業に伴う悪臭、粉じん、騒音等について、具体的被害がある旨の申告があり、現場で実態を確認してほしい旨の申入れがあったときは、被申請人はその必要性を判断し、必要性があると認めるときは、現地確認を実施するものとする。また、本件工場の操業に伴う悪臭、粉じん、騒音に関する環境測定について、双方の協議により合理的な必要性が認められた場合には、これを実施するものとする。なお、その場合の測定費用は被申請人の負担とする、⑧被申請人は、申請人らとの間で、本件工場の操業に伴う悪臭、粉じん、騒音等による公害防止について、別記3（略）に掲げる懇談会を開催するものとする、⑨被申請人は、被申請人及び関係取引先の業務用の大型車両について、原則として別紙図面（略）に示した道路を通行させるものとする、⑩この調停条項に記載した内容について疑義が生じた場合には、当事者双方の間で誠実に対応協議するものとする等を内容と</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						する調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
38	愛知県 平成24年(調) 第1号事件	申請人の居住する住居の隣地で、平成23年4月15日より被申請人が営む牛乳販売店が営業を開始したが、事業所内の冷蔵庫及び冷凍庫設備稼働直後から、申請人は頭痛、めまい、吐き気といった騒音が原因による症状に見舞われるとともに、夜間も当該設備からと思われる音により睡眠が困難になるなど日常生活に支障を来すようになった。被申請人に苦情を申し立てても現在に至るまで、有効な対策が実施されない。また、被申請人事業所は、月曜日から土曜日まで、深夜3時台から搬入・搬出作業を行うにもかかわらず、建屋に十分な防音対策を講じていないため、申請人の睡眠を妨害し続けており、申請人の再三にわたる苦情申入れに対しても改善がみられない。よって、被申請人は、①冷凍庫及び冷蔵庫の設備稼働時、100Hz帯の音を敷地境界にて42dB以下、申請人住居内において30dB以下とすること(1/3オクターブバンド音圧レベル特性にて)、②冷蔵庫及び冷凍庫の関連機械全てを、申請人住居宅の外壁より5m以上離して設置すること、③上記①及び②が実施できない場合は、22時から翌朝6時までの冷蔵庫及び冷凍庫設備の稼働を止めること、④19時から翌朝8時までの間は荷物の搬入・搬出作業を行わないこと、⑤上記④が実現できない場合は、防音措置を講じて、19時から翌朝8時までの間の作業音を40dB以下とすること、⑥治療費と損害賠償金を支払うこと、なお、治療費については、本調停申請提出後、申請人が支払った分を加算し、損害賠償金については、精神的、肉体的苦痛が改善されるまで、定額を加算すること。	24. 1. 5	24. 12. 21	調停打ち切り	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
39	愛知県 平成24年(調) 第2号事件	被申請人会社のアスファルト・プラント工場については、昭和51年の操業当初から重油の噴射霧の飛散や騒音、振動振動被害があったが、平成になり社長の交代後、周辺住民の生活環境を無視した操業が始まり、騒音、振動に加え粉じんの飛散、臭気の悪化、搬出入車両の違法駐車や迷惑駐車、夜間操業を行うなど年々酷くなり、健康・精神的被害、財産被害等が出ている。よって、被申請人は、①アスファルト・プラント工場について、騒音、振動、悪臭、粉じん、煙突煤等の飛散を防止すること、②チップス工場について、騒音、振動、悪臭、粉塵、砂埃等の飛散を防止すること、③関係者による両工場周辺での違法駐車・迷惑駐車をしないこと、周辺道路に搬出車両からの飛散・落下物を無くし、出入りにタイヤ洗浄プール等を設けること、④工場の操業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと、⑤A市(元B町)の誘致条件である公害防止協定書及び県・市の環境条例に基づき、被害の出ないよう早急に対策改善すること、⑥公害防止協定書にあるよう、これまでの営業活動	24. 4. 12	25. 3. 29	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		に伴い発生した被害について弁済すること、 ⑦被申請人から受けた被害のうち、既におのおので修理補修済み箇所等について住民に確認すること。				
40	愛知県 平成25年(調) 第1号事件	被申請人らが平成23年7月及び平成24年1月に行った家屋解体工事による騒音・振動により、申請人らは精神的損害を受け、また、申請人ら宅に多数の不具合が生じ、これらの補修を余儀なくされた。よって、被申請人らは、申請人に対し、金150万円を支払うこと。	25. 3. 13			
41	滋賀県 平成24年(調) 第1号事件	カラオケ喫茶店から発生する騒音等により、幻聴がおきる程、精神的に悩まされている。よって、①午前6時から午前8時までは50dB以下、②午前8時から午後6時までは55dB以下、③午後6時から午後10時までは50dB以下、④午後10時から翌午前6時までは45dB以下の騒音となるよう改装すること。	24. 11. 2			
42	京都府 平成23年(調) 第1号事件	申請人は、本件運動公園が建設された昭和45年当時から現在の居宅に居住しているが、同公園内の野球場から発生するメガホンや拡声器、笛等の応援等による騒音により、適応障害を患うなど平穏な生活を害されている。よって、被申請人らは、①同公園からの騒音被害防止のため午前6時から午後10時までは55dB、午後10時から午前6時までは45dBを超える騒音を申請者居宅に到達させないこと、②同公園において拡声器及び楽器等を使用するイベントを開催しないこと、③また、第三者をしてこれらをさせないこと。	23. 7. 6	24. 5. 24	調停打ち切り	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
43	京都府 平成24年(調) 第1号事件	申請人らは、平成5年頃から複数の建設業者により当該土地が建設資材置場等として利用され、断続的な作業及び自動車騒音等に悩まされていたが、平成23年8月から被申請人A株式会社が被申請人B株式会社所有の当該土地を被申請人C市の発注工事の建設資材置場としての利用を開始以後、作業騒音により健康被害が生じる等平穏な生活を害されている。よって、被申請人A株式会社は、申請人らの住所地に隣接する空き地の建設資材置場としての利用を中止し、土地所有者たる被申請人B株式会社は、今後も騒音及び粉じんを発生させる建設資材置場等としての利用及び貸出しを行わないこと及び工事発注者たる被申請人C市は、工事発注に当たり当該土地を建設資材置場として使用する業者を選定しないことを契約書等に明記すること。	24. 2. 21	24. 4. 18 24. 4. 25	一部打ち切り 調停申請 取下げ	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、被申請人B社及びC市との調停を打ち切り、また、申請人らが被申請人A社との調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
44	京都府 平成24年(調) 第2号事件	申請人らは、平成5年頃から複数の建設業者により当該土地が建設資材置場等として利用され、断続的な作業及び自動車騒音等に悩まされており、特に直近の平成23年8月からの建設資材置場としての利用中、作業騒音により健康被害が生じる等平穏な生活を害されている。よって、被申請人が管理する申請人らの住所地に隣接する空き地について、騒音及び粉じんを発生させる建設資材置場等としての利用及び貸出しを行わないこと。土地を使用する際は町内会と事前協議を行うこと。不法投棄に対する対策を採ること。	24. 3. 26	24. 4. 18	調停申請 却下	調停委員会は、本件調停申請は「公害に係る紛争」に当たらず、また、その他の請求事項については環境基本法第2条第3項に規定する公害に当たらないことから、不適法なものというべきであるため、本件調停申請を却下することとし、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
45	京都府 平成24年(調) 第3号事件	申請人が取得した土地は、昭和40年代に周辺の農地が土壌汚染された際、被申請人らが当該汚染土壌を封じ込めた土地であり、農地以外に使用しないとした土地であったが、それに反して被申請人らが本件土地の売却、都市計画変更等を進め、申請人は事情を知らずに本件土地を取得した。よって、被申請人らは、①本件土地に汚染土壌を封じ込めた際の工事の工法等を設計図書、竣工図面等により明らかとし、汚染土壌を除去するか、本件土地を買い取ること、②申請人が本件土地を取得したことによる損害を賠償すること。	24. 5. 22			
46	京都府 平成25年(調) 第1号事件	平成23年に市が申請人宅前の市道に設置された消火栓の蓋を誤って変形させてしまい、蓋の上を大型車が通過する度に申請人宅に振動・騒音が伝わるようになったため、生活の静穏と安眠の障害となっている。よって、車道に設置された消火栓を歩道又は他所へ移設すること。	25. 3. 19			
47	大阪府 平成6年(調) 第5号事件	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。	6. 12. 22			
48	大阪府 平成22年(調) 第4号事件	被申請人らは、申請人宅の東側に被申請人Aが所有し、被申請人B社が管理する3階建て賃貸住宅を建設し、エアコン室外機を当該賃貸住宅に設置、稼働している。当該エアコン室外機から発生する騒音により、申請人は長期の睡眠障害を起し、精神的、肉体的苦痛等を生じている。よって、被申請人らは、連帯して、①賃貸住宅に設置したエアコン室外機12機をベランダから撤去すること、②申請人らに対して金員を支払うこと。	22. 12. 14			
49	大阪府 平成23年(調) 第1号事件	申請人は平成14年4月から被申請人ら住所地に隣接して認可保育所を設置、運営している。申請人は被申請人らからの苦情を受けて、保育所の運営に伴う規制基準を超える騒音について対策を採ることとしたが、多額の費用を要しながら防音効果が確実ではない防音壁設置ではなく、効果が確実である被申請人ら宅への二重窓設置により改善を図りたいと考えている。よって、申請人は、①被申請人らに対し、相当額の損害賠償金を支払うこと、②被申請人ら宅に二重サッシを設置すること。	23. 7. 14	25. 2. 20	調停成立	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①申請人は、申請人設置運営の保育園において児童、幼児の保育活動を行うにあたり、被申請人らを含む近隣居住者に対する騒音被害に配慮し、以下の事項を遵守する。(1)園庭で行う保育活動の時間は9時から17時までとする。(2)園庭で行う保育活動の対象人数は2クラス以下とする。(3)夏期に行うプールでの保育活動の時間は9時から13時30分までとする。(4)夏期に行うプールでの保育活動は1週間に4日以下とする。(5)太鼓やピアノ等の楽器の使用を伴う保育活動については、園庭で行わず、密閉された屋内で行うこととし、楽器の使用時間、使用人数、使用台数などに関して、近隣の迷惑にならない

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年月日	終 結 年月日	終結区分	終 結 の 概 要
						<p>ように十分に配慮する。(6)保育活動を行うにあたり、保育士において大声を出さないように配慮し、児童らにも大声を出させないように指導するなど、本件保育園における保育活動に伴う騒音の発生を騒音規制法の定める規制基準以下になるように努める、②申請人は、毎年の年度初めに、当年度の本件保育園における年間行事スケジュールが決まった時点で、その年間行事スケジュール表を被申請人らに交付する、③申請人は、原則として毎年4月と8月に、被申請人らからアンケートをとるなどして、被申請人らの意見を聴く処置を講じ、上記時期以外にも、随時、被申請人らから意見を聴くように努める、④申請人は、将来、被申請人らから、騒音対策として、二重サッシ工事等(但し、防音壁工事を除く)の要望があれば、誠実に対応する、⑤申請人と被申請人らは、今後、近隣の者同士として良好かつ円滑な関係を築くように努める等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
50	大阪府 平成25年(調) 第1号事件	申請人が居住するマンションの階下に被申請人Aが転居した平成21年4月頃から、甚だしい生活騒音により著しい精神的苦痛を受け、持病が悪化するなどの健康被害を受けた。また、マンションの管理会社である被申請人B社も何ら対応しなかったため、申請人は転居せざるを得なくなった。よって、被申請人らは転居に伴う諸費用、精神的苦痛に対する損害賠償等として、793万9,504円を支払うこと。	25. 2. 5			
51	兵庫県 平成9年(調) 第1号事件	被申請人が計画している都市計画道路が建設されると、申請人らが現在居住地内で受けている自動車通行による健康被害、騒音による生活被害が倍加するおそれがあり、また、景観が破壊されるとともに、地域が分断され、地域住民の連帯や地域社会が崩壊する。よって、(1)申請人ら居住地内等において、大気汚染、騒音、振動等に関する現状調査を行い、その結果を申請人らに公表し、環境基準値を超えている場合は必要な公害対策を行うこと、(2)本件道路に関して、①建設計画の全容を明らかにすること、②市環境影響評価条例に準ずる環境影響評価手続を行うこと、③②の環境影響評価手続において、申請人らの居	9. 12. 19	25. 3. 13	調停打ち り	調停委員会は、39回の調停期日の開催等手続を進めた結果、申請人及び被申請人は、現在係属中の道路建設を公害対策の一手段とすることは考慮の外として、現在までなされていた、申請人らの居住する本件係争地域内の公害に関する申請人・被申請人間の協議を今後も継続する等を内容とする調停案の受諾勧告を行ったところ、被申請人から受諾しない旨の回答があった

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		住地内に対する影響を最小限にするため、中止を含めた複数の代替案の検討を行うこと、とりわけA道周辺における景観保全のために必要な対策の検討を行うこと、④申請人らとの本件協議が整うまで、本件道路建設工事を行わないこと。				ことから、調停は打ち切られたものとみなされ、本件は終結した。
52	兵庫県 平成11年(調) 第1号事件 (平成9年(調)第1号事件への参加申立て)	兵庫県平成9年(調)第1号事件と同じ。	11. 7. 28	25. 3. 13	調停打ち切り	兵庫県平成9年(調)第1号事件と同じ。
53	兵庫県 平成23年(調) 第2号事件	県立B高校吹奏楽部、音楽部及び学生のコーラス大会の練習で発せられる騒音により健康被害を受けている。よって、被申請人は申請人の生活が被申請人の発する騒音に悩まされないよう適切な措置をとること。	23. 8. 8			
54	兵庫県 平成24年(調) 第1号事件	河川改修工事の振動等により申請人らの所有する土地周辺で地割れ、土の盛り上がり・陥没、家屋の歪みが生じたことにより、在宅中、勤務中ともに精神が安定できず体調不良の日々が続いている。よって、被申請人は、①河川改修工事によっておきた申請人自宅及び所有店舗周辺の地割れ等補正すること、②申請人自宅及び店舗の家屋補修すること、③被害発生後調停成立までに申請人が費やした費用の補償すること、④事後家屋調査をやり直すこと。	24. 4. 17			
55	奈良県 平成20年(リ) 第1号事件	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行催告申出	20. 9. 3			
56	和歌山県 平成24年(調) 第1号事件	申請人らが所有している物件について、被申請人の工場が稼働を始めた平成21年頃から建物の壁面、廊下及びベランダ等に多量の粉じんが付着又は堆積するようになった。これらの粉じん被害は、同工場から排出される粉じんによるもので、建物の壁面は黒ずみ、その外観は著しく損傷されている。申請人らは建物を賃貸物件として運用しており、賃貸人としての修繕義務を履行するため及び建物の外観を維持して継続的に入居者を獲得するためにも建物の壁面の塗り替えが必要である。よって、被申請人らは、損害賠償として金14,993,165円を支払うこと。	24. 7. 4	24. 11. 26	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
57	和歌山県 平成25年(調) 第1号事件	本件土地は、昭和39年から産業廃棄物等の処分場として使用されていた。昭和40年代終わり頃から、本件土地の周辺から油分を多く含んだ水が申請人の田へ流入するようになり、作物が成長しなくなるという被害等が発生した。また、平成24年に、油分を含んだ水の分析調査を依頼したところ、環境基準値を超える鉛、ヒ素が検出されたが、何ら対策をとろうとせず、放置し続けている。よって、①市は、本件土地の所有者と管理会社に対して、土壤汚染状況調査を命じるとともに、本件土地を要措置区域として指定し、汚染の除去等の措置を指示すること、②本件土地の所有者と管理会社は、土壤汚染状況調査を実施し、	25. 2. 21			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
		汚染の除去等を行うこと、③申請人及びその家族に生じた健康被害、財産的損害、農作物被害、風評被害等の一切の被害について、相当額の補償をすること。				
58	鳥取県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人の事業活動により生じる騒音・振動により、入院を必要とするレベルの日常的な精神的ストレス被害を受け、完全に回復する目処がたっていない。また、度重なる拡張工事により、申請人宅の家屋の破損および敷地の地盤沈下等を引き起こし、不動産価値の損失を被っている。よって、被申請人は、申請人の家屋の移転に伴う費用の負担及び慰謝料等を支払うこと。	24. 7. 19			
59	島根県 平成23年(調) 第2号事件	被申請人は、所有する工場にドラムバーガー、チップー等の木材加工機械を備え付け、製材等の作業を行っている。当該木材加工機械から発生する騒音及び振動により、申請者及び申請者の従業員は、受忍限度を超える騒音被害を受けており、振動についても申請人所有の建物に亀裂が入る等の被害を受けている。よって、被申請人は、①申請人所有地と被申請人所有地との境界において、午前6時から午前8時までの間は60dB、午前8時から午後6時までの間は65dB、午後6時から午後9時までの間は60dB、午後9時から翌日午前6時までの間は50dBを超える騒音を発生させないこと、②申請人所有地と被申請人所有地との境界において、午前8時から午後7時までの間は65dB、午後7時から翌朝8時までの間は60dBを超える振動を発生させないこと、③調停費用は被申請人が負担すること。	23. 5. 23			
60	広島県 平成23年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人が経営する工場から発生する騒音・振動により精神的・肉体的な迷惑を受けている。よって、被申請人は、防音壁、防振設備の設置及び作業時間の変更を行うこと。	23. 11. 1	24. 8. 1	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
61	広島県 平成24年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人の工場から発生する騒音・粉じん等により肉体的・精神的ストレスを受けている。また、高周波等により耳鳴り、肉体的疲労・恐怖を受けている。よって、騒音を基準値内とし、高周波等の発生防止、粉じん等の飛散防止を行うこと。	24. 10. 3			
62	高知県 平成24年(調) 第1号事件	マンションの給水ポンプから昼夜を問わず運転音が発生するため、耳障りで落ち着かず、心理的・感覚的被害を受けている。よって、給水ポンプからの音が静かになるよう対策を講じること。	24. 11. 2	25. 3. 29	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、マンションの給水ポンプから発生する騒音の防止対策として同給水ポンプを取り囲む方法で、厚さ60mmのコンクリートブロックによる遮音ボックスを平成25年6月末日までに設置する、②申請人と被申請人は、この調停条項の趣旨を尊重し、今後も相互の円満な関係を維持するように努める等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
63	福岡県 平成23年(調) 第1号事件	被申請人の工場南側に設置されている製氷器及び冷凍機のモーターから発生する作業音により、睡眠不足、耳鳴り、ストレス、血圧上昇を発するようになり、日常生活に支障を来している。よって、被申請人は、①被申請人の工場の冷凍施設に防音施設を講ずるなどして、敷地境界において平成10年4月27日、旧A町との間で締結した「公害防止協定書」に付帯する「覚書」記載の基準以下に騒音を低減すること、②工場の冷凍庫からの作業音について、午後11時から午前6時までの間、敷地境界において40dB以下にすること。	23. 12. 9	24. 10. 4	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
64	長崎県 平成24年(調) 第1号事件	申請人は、当該地を造成し、平成13年2月に住居を新築した。被申請人の父が昭和58年頃から養鶏業を開始し、被申請人が平成16年1月頃の養鶏場増設後、悪臭、鶏の毛、ほこりが申請人宅へ飛散するようになり、申請人は、物理的損害への対策や健康被害を受けたことによる医療機関受診等の金銭的出費をし、また、精神的負担を受けており日常生活に支障が生じている。よって、被申請人は、①その所有する養鶏場から発する鶏の羽毛、床に敷くおがくず、もみがら、飼料等の粉末が申請人宅に飛散しないようにすること、また、悪臭が申請人宅に及ばないようにするなど適正に管理すること、②申請人に対し、損害賠償金を支払うこと、③申請人に対し、平成23年1月1日以降、養鶏場の適正な管理がなされるまでの期間、外壁・窓洗浄工事代として年4回、その他治療費、防臭・防塵マスク代を支払うこと。	24. 2. 21	24. 6. 22	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
65	長崎県 平成25年(調) 第1号事件	平成24年1月に体育館が改築された結果、申請人宅に面した体育館の窓・ドアを全て開放した状態で、断続的に床より騒音が発生するようになり、申請人は、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①体育館の使用に際し、床への衝撃による騒音の発生が予測される場合には、申請人宅に面した体育館の窓・ドア全てを遮閉した状態で利用すること、②①が不可能な場合は、市が所有する他の体育施設を利用すること、③①及び②が不可能な場合は、騒音発生原因の調査を行い、体育館改築工事以前のように、申請人宅の窓を全て開放した状態においても騒音による不快を感じる事のない生活環境となる改修工事をする事。	25. 3. 12			
66	熊本県 平成23年(調) 第1号事件	被申請人は、有価物(主に金属類)の収集、解体業を営んでおり、そこから発生する騒音及び振動により、申請人は、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①地盤振動を止めるための措置を講ずること、②申請人宅を原状に回復すること、③相当額の金銭を申請人に支払うこと。	23. 4. 25	24. 9. 14	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
67	熊本県 平成24年(調) 第1号事件	被申請人Aが施工した汚水管築造工事により、振動、騒音及び地盤沈下が発生。その結果、申請人の自宅が傾き、コンクリートや壁がひび割れたり、建具がゆがむ等の物的被害が生じた。この建物の傾き等を補正するためには、建物の基礎底部より下の支持地盤から	24. 8. 30			

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年月日	終 結 年月日	終結区分	終 結 の 概 要
		補強する必要がある、その工事に少なくとも1,000万円程度かかる。また、強い振動や騒音、建物の傾き等により安全性に不安を感じるなど、精神的苦痛を受けたため、慰謝料は100万円を下らない。被申請人Bも工事発注者として、監督員を現場に派遣する等して、指導・監督することができたはずであり、その注文や指示に過失があったというべき。よって、被申請人らは、①損害賠償金として1,100万円を支払うこと、②今後工事を実施する場合、十分な振動対策、騒音対策、地盤沈下対策を講じること、③今後工事を実施する場合、被申請人Bは振動対策、騒音対策、地盤沈下対策が十分に講じられているか監督し、不十分な場合は工事を中止させること、④今後工事を実施する場合、工事に起因して申請人の居宅が損傷した場合はその補償を行うこと。				
68	沖縄県 平成23年(調) 第2号事件	被申請人が所有する食品スーパーの建物と申請人住居は通路を隔てて面しており、建物の構造上、音が反射することにより、通行人の会話や足音までもが聞こえる場所である。そのため、申請人や家族、アパート住民は当該通路を行き交う商品搬入トラックやバイク、荷物の積み卸し、冷凍機器の室外機等からの騒音、惣菜製造の際の悪臭等により、日常生活に支障を来している。よって、被申請人は、食品スーパー経営に伴う騒音等を止めること。	23. 6. 19	24. 12. 17	調停成立	調停委員会は、11回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①申請人は、被申請人の費用負担により、申請人の住宅のサッシを防音サッシに交換する、②被申請人は、被申請人の費用負担により、食品スーパーの調理場換気扇について、排気ダクトの延長により排気口を店舗屋根部分に移動し、騒音防止のためダクト全体を覆う外壁を設置する、③被申請人及び納入業者が、本件店舗の申請人住宅側搬入入口を用いて行う商品搬入作業は、当面の間、午前10時30分から行うものとする、④被申請人は、当面の間、午前10時30分以降に限り、搬入口付近において一般ゴミ、廃油、段ボール、空き缶及びペットボトル(キャップも含む)の回収作業を行うものとする、⑤被申請人は、本件紛争の解決金として金員を申請人に支払う、⑥当事者双方は、本調停の成立により、申請人申立にかかる全ての事項が円満に解決したことを確認するとともに、本調停条項における各合意内容を誠実に履行するものとする、⑦被申請人は、今後も引き続き、本件店舗周囲の良好な生活環境の維持に努める。また、当事者双方は、良好な関係が築けるよう努力することを確認する等内容を調停委員会の提

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
						示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
69	沖縄県 平成23年(調) 第3号事件	日常的に汚水の流入だけでなく、へドロ状の汚泥が堆積し続け、庭の利用上及び衛生上も受忍限度を超える被害を受けている。降雨の日は汚水と同じ流入箇所から雨水が激しく流入し庭が冠水し、豪雨の際は床下が浸水しないか不安になる程の甚大な被害を受けている。ブロック塀を支える石積みよう壁が膨らむ等の異常が見られ、不安である。よって、被申請人は、①市公共下水道に接続するなどして、被申請人のアパートから申請人の住所地への汚水・汚泥の流入を直ちに防止するとともに堆積している汚泥を速やかに除去し搬出すること、②アパートの雨樋等により集積された雨水を適切に処理するため導水路を設置するなどして、申請人の住所地への雨水の流入を直ちに防止すること、③申請人の住所地との境界にある石積みよう壁の上に後から設置されたブロック塀が地震等により落下または過大な加重によりよう壁を崩壊させるおそれがあるので、直ちに撤去すること。	23. 8. 15	24. 5. 7	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、被申請人所有アパートにおいて発生する生活排水（トイレ、厨房、洗面所、浴室、洗濯機からの排水）を適正に処理するために、平成24年12月までに、以下の措置を実施する。(1)現在、上記アパートで使用しているトイレ排水のみの単独浄化槽（以下「現浄化槽」という）の破損部分の修理。(2)現浄化槽からの出口用排水管全延長について、破損の有無の調査と破損が確認された場合の修理。(3)現在使用しているトイレ排水以外の生活雑水用の排水管について、破損の有無の調査と破損が確認された場合の修理。(4)上記アパートの雨樋及び側溝からの雨水について、その適切な排除措置の継続、②申請人宅の敷地内に堆積している汚水及び汚泥については、被申請人が前項により措置を実施するのを待つまでもなく、被申請人の責任で速やかに撤去する、③上記①による措置を実施した後も、汚水及び汚泥の流入が改善されなかった場合は、当事者双方において解決に向けて真摯に対応する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。